

必ず
ご確認ください

ご契約の際は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください



SOMPOひまわり生命

あなたらしい健康が、咲き誇る。

2024年10月

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)の権限等に関して確認をご要望の場合には、SOMPOひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」の引受保険会社であるSOMPOひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は
SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトからもご覧いただけます。

SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。

<公式ウェブサイト>

<https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOひまわり生命

検索

SOMPOひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

受付時間

月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日および12/31～1/3日は除きます。

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。
お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

代理店コード:AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

SOMPOひまわり生命保険株式会社

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

募集代理店

引受保険会社

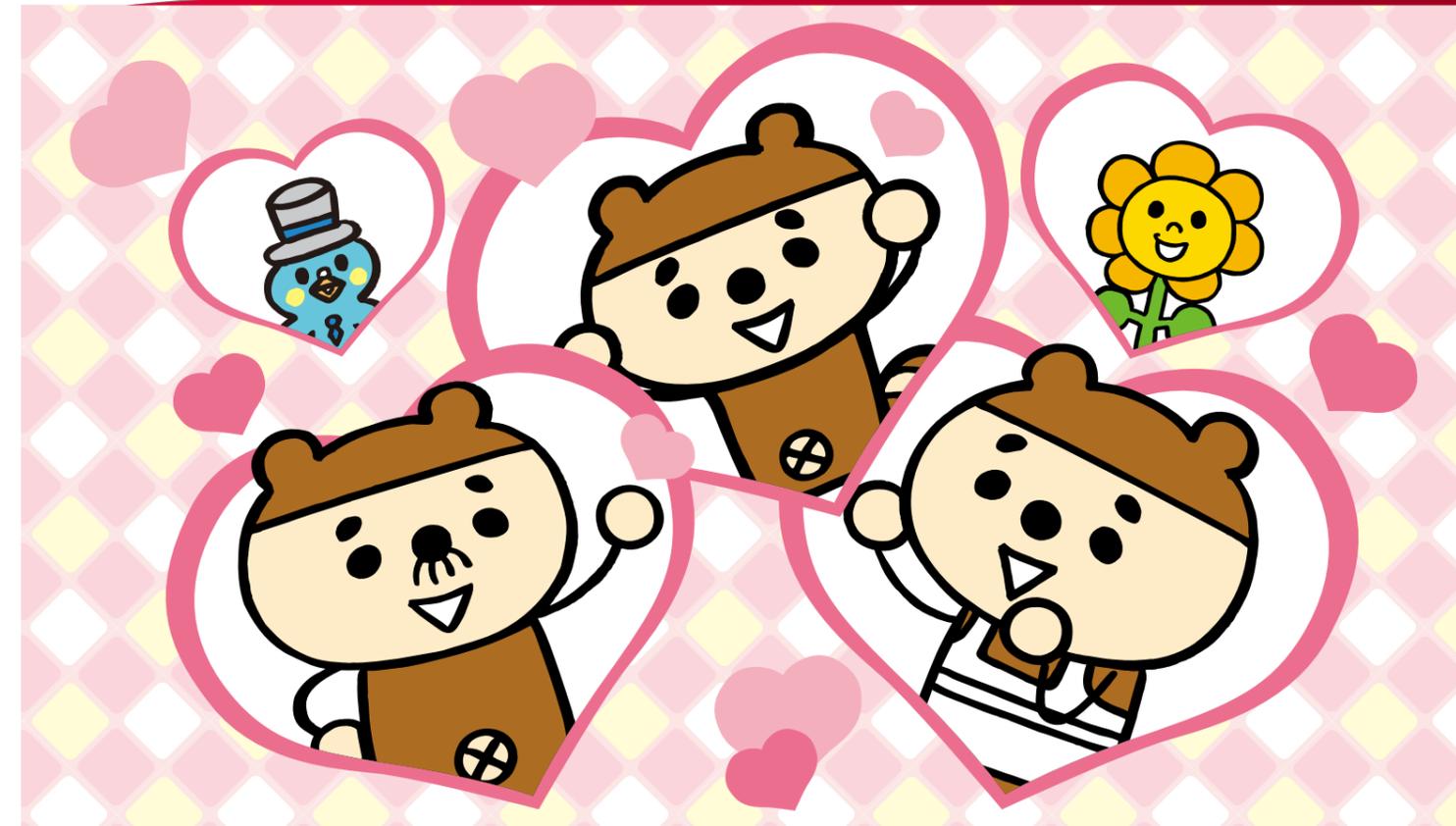
MUFG 三菱UFJ銀行

SOMPOひまわり生命

健康をサポートする医療保険 健康のお守り

医療保険(MI-01)B型

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に
ご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み
いただきますようお願いいたします。

「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」は、SOMPOひまわり生命を引受保険会社とする医療保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

この保険の引受保険会社はSOMPOひまわり生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行はSOMPOひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

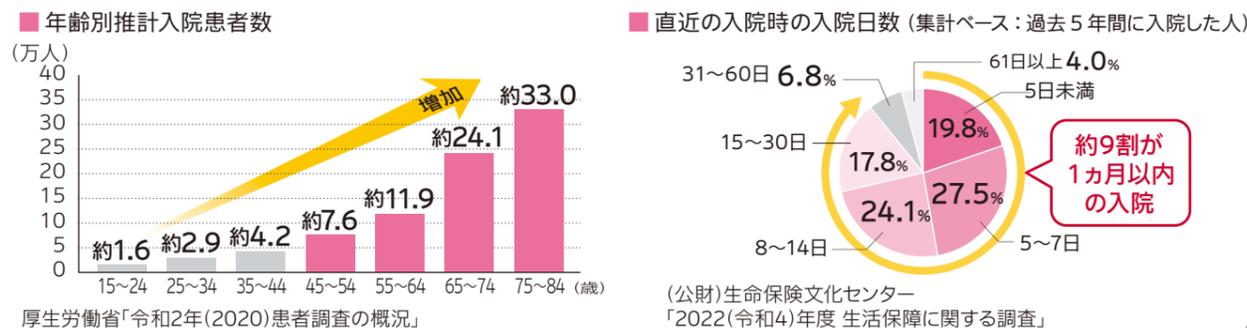
ご存知ですか…？ 最近の医療事情

健康をサポートする医療保険
健康のお守りなら…



DATA

年齢を重ねることで入院のリスクは高まります。
医療技術の進歩により入院期間は短期化の傾向にあります。
9割以上が1ヵ月以内の入院となっています。



入院・手術に備える

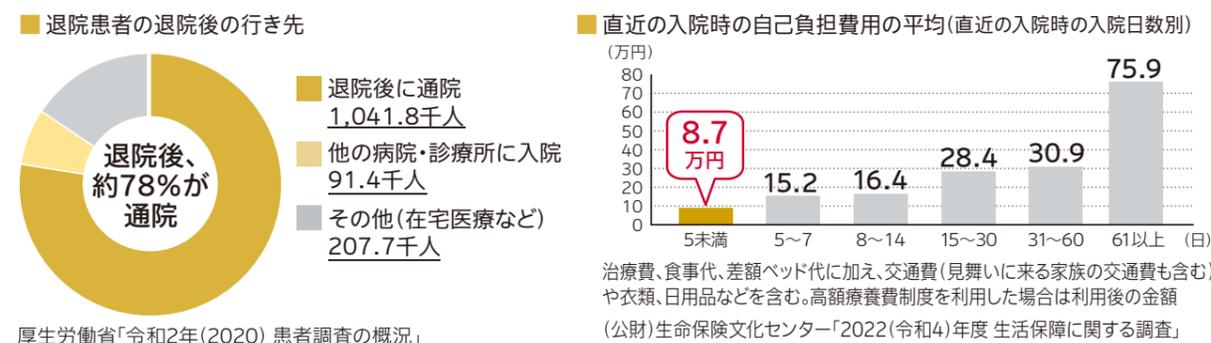
- 病気もケガも、手厚い「入院・手術」保障が一生涯！
入院給付金は日帰り入院*から保障します。
- 1回の入院における支払限度を3つの型(40日・60日・120日)から選択できます。
- 手術は公的医療保険対象の手術約1,000種類に対応し、入院給付金日額の最高40倍まで保障します。

*日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無等を参考にして判断します。

おすすめは **基本プラン**。くわしくは **P5** へ

DATA

退院後も通院治療を続けている方が多い傾向にあります。
短期入院でも意外とかかる自己負担費用。
5日未満の入院をした方の自己負担費用の平均は約9万円にもなっています。



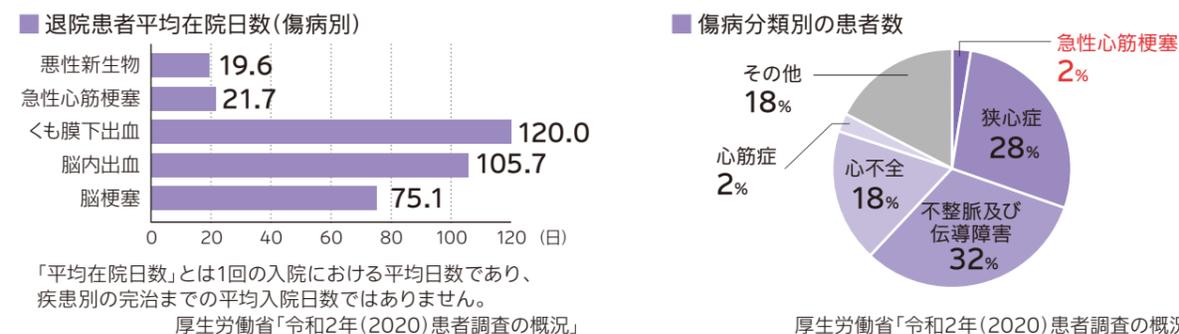
通院・短期入院に備える

- 病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**疾病通院給付金・災害通院給付金**をお支払いします。(通院特約)
- 入院時の諸費用等を一時金で備えたい方に、病気やケガで入院した場合**入院一時金**をお支払いします。(入院一時金特約)

おすすめは **通院・短期入院重点プラン**。くわしくは **P7** へ

DATA

入院期間が短期化の傾向にある一方で、三大疾病「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の入院は3ヵ月を超えるケースもあります。
三大疾病のうち、「急性心筋梗塞」は心疾患の中で3%未満です。
心疾患すべてに対する備えが必要です。



三大疾病に備える

- 新三大疾病*で入院等をした場合、**一時金**(がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金)をお支払いします。(新三大疾病一時金特約)
 - 新三大疾病*で入院した場合、**1回の入院限度日数を無制限**に保障します。(新三大疾病支払日数無制限特約)
- *新三大疾病とは「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

おすすめは **新三大疾病重点プラン**。くわしくは **P7** へ

●1回の入院については10ページをご覧ください。

ご存知ですか…？ 最近の医療事情

健康をサポートする医療保険
健康のお守りなら…



DATA

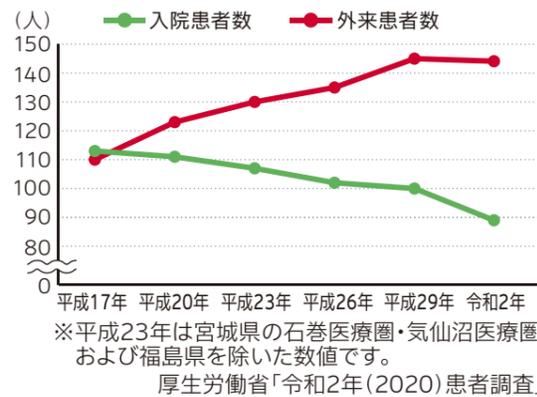
年齢とともにがんのリスクが高まります。
また、がんの治療では外来治療の割合が増加しています。

■ がん診断される確率(%)は…

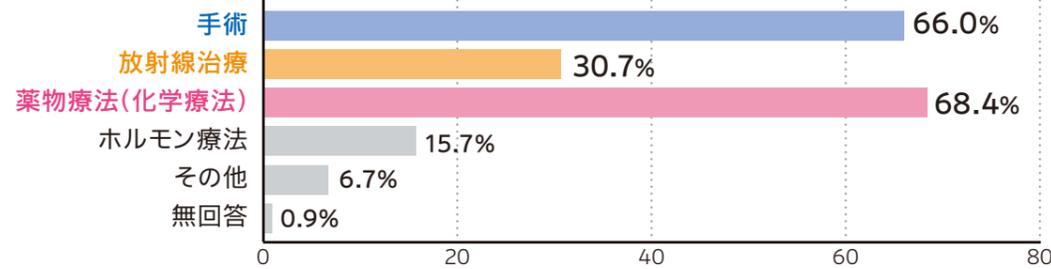
性別	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

表出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2023」
累積がん罹患・死亡リスク
年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

■ がんの外来受療率および入院受療率の推移
(人口10万対)



■ がん罹患した人が受けている/受けた治療(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)
(平成31年3月)」をもとにSOMPOひまわり生命で作成

がん
に
備える

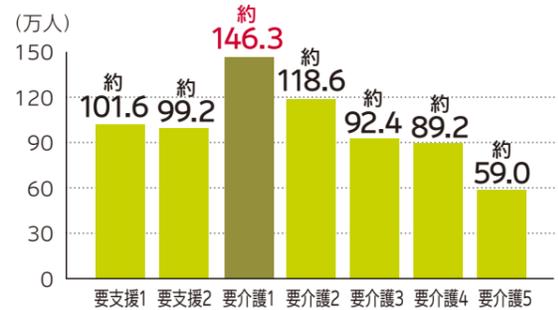
- がん診断確定されたときに**がん診断給付金**をお支払いします。**上皮内がんも同額保障**します。
(新がん診断給付特約)
- 通院や往診によるがん治療を受けたとき
所定のがん治療が続く限り
通算無制限(1年間120日限度)で入院給付金日額と同額**のがん外来治療給付金**をお支払いします。
(新がん外来治療給付特約)
- 所定の抗がん剤治療を受けた場合に、**抗がん剤治療給付金**をお支払いします。
日本では未承認でも、欧米で承認されている抗がん剤の治療であれば、お支払いします。
(抗がん剤治療給付特約)

おすすめは **がん重点プラン**。くわしくは **P8** へ

DATA

要介護認定者数は、**要介護1**がもっとも多く、140万人を超えています。
介護やリハビリなどの療養では身体の状態に応じて、**さまざまな出費**が予想されます。

■ 要介護(要支援)度別認定者数



厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」(令和6年1月現在)

■ 介護に要した費用*と期間

一時費用	平均 74.0 万円
月額	平均 8.3 万円
期間	平均 61.1 ヵ月

* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

介護
に
備える

- **要介護1以上**と認定された場合等に**介護一時金**をお支払いします。
(介護一時金特約)
- **要介護3以上**と認定された場合等に、**介護年金**を生存している限り、**終身にわたってお支払い**します。
(介護年金特約)

おすすめは **介護重点プラン**。くわしくは **P8** へ

健康のお守りの保障内容

保障選びの参考に

基本プランに加え、4つのおすすめプランをご用意しました！

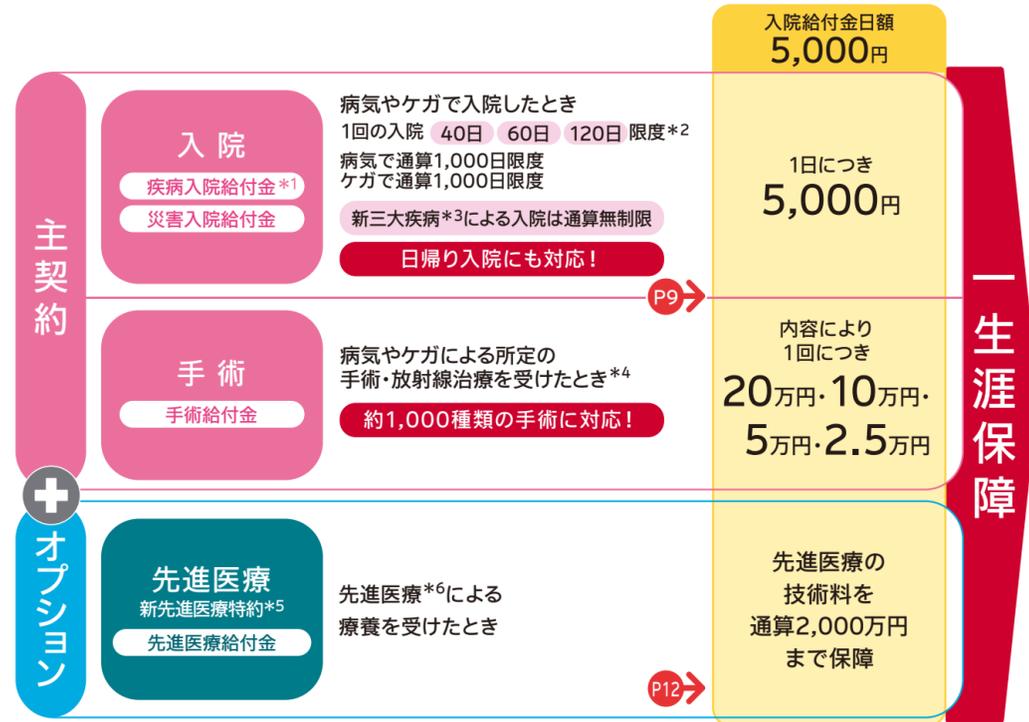
ご契約例	医療保険 (M1-01) B型・死亡保険金不担保特則付
	■入院給付金日額: 5,000円 ■1入院40日型
	■保険期間: 終身 ■特定疾病診断保険料免除特約付加なし
	■保険料払込期間: 終身払 ■口座振替月払

記載の保険料は2024年10月現在のものです。

保険料を抑えたい方は…

基本プラン(主契約+新先進医療特約)

保険期間: 終身 ●主契約は死亡保険金不担保特則付医療保険 (M1-01) B型・40日型・60日型・120日型です。
●死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません (死亡保険金不担保特則)。
くわしくは31ページ「8.解約返戻金について」をご覧ください。



(ご契約例)

■入院給付金日額: 5,000円	■1入院40日型	■特定疾病診断保険料免除特約付加なし	■保険料払込期間: 終身払	■口座振替月払
------------------	----------	--------------------	---------------	---------

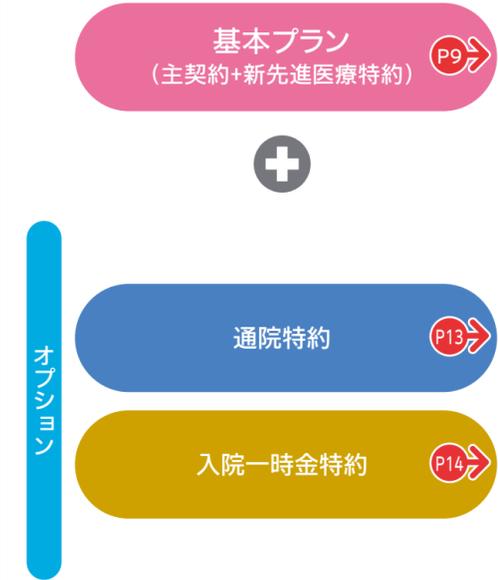
合計保険料例	年齢	男性	女性
	30歳	1,317円	1,347円
	40歳	1,807円	1,542円
	50歳	2,622円	2,007円

(2024年10月現在)

- *1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。
- *2 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気 (医学上重要な関係があると S O M P O ひまわり生命が認めた病気を含む) またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度 (40日・60日・120日) となる場合がありますので、ご注意ください。
- *3 対象となる新三大疾病は「がん (上皮内がん含む)」、「心疾患」、「脳血管疾患」です。
- *4 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは2回までを限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
- *5 被保険者が、既に S O M P O ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。
- *6 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、対象となる先進医療は変動します。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引きできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

通院や短期の入院にも備えたい方は 通院・短期入院重点プラン



通院給付金日額: 5,000円
入院一時金額: 5万円

合計保険料例	年齢	男性	女性
	30歳	2,077円	2,162円
	40歳	2,842円	2,517円
	50歳	4,067円	3,327円

新三大疾病にも備えたい方は 新三大疾病重点プラン



基準一時金額: 50万円

合計保険料例	年齢	男性	女性
	30歳	2,542円	2,457円
	40歳	3,622円	3,042円
	50歳	5,377円	4,007円

がんの治療にもしっかり備えたい方は がん重点プラン



がん診断給付金額: 50万円
がん外来治療給付金日額: 5,000円
(抗がん剤治療) 基準給付月額: 10万円

合計保険料例	年齢	男性	女性
	30歳	2,807円	3,392円
	40歳	4,027円	4,307円
	50歳	6,057円	5,287円

介護にも備えたい方は 介護重点プラン



介護一時金額: 100万円
介護年金額: 100万円

合計保険料例	年齢	男性	女性
	30歳	3,907円	5,007円
	40歳	5,427円	6,752円
	50歳	8,162円	10,197円

どのプランにも組み合わせOK! 三大疾病に備えてさらに万全の準備を

特定疾病診断保険料免除特約 P16

三大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。

女性特有の病気にもしっかり備えたい方は

女性疾病入院特約 P23

女性特定疾病で入院した場合、疾病入院給付金に上乗せして「女性疾病入院給付金」をお支払いします。

がん(悪性新生物) 急性心筋梗塞 脳卒中

この特約で保障の対象となる三大疾病

この他にも、お客さまのニーズにあわせて、オプション(特約・特約)は組み合わせられます! ※オプションを付加すると別途保険料が加算されます。

「新三大疾病」と「三大疾病」で、保障範囲が異なります。また各給付金お支払事由、保険料払込免除事由も異なります。くわしくは16ページ「各保障の対象となる「新三大疾病」「三大疾病」の範囲の違いについて」をご覧ください。

◆お取り扱いについて

契約年齢範囲	0歳～満80歳
入院給付金日額	3,000円～20,000円(1,000円単位)
保険料払込期間	終身払・短期払(55歳～85歳払済(5歳刻み)、5年払済・10年払済)
保険料払込方法	月払・半年払・年払

●契約年齢等により取扱範囲が異なります。



選べるオプション

基本プランにオプションを追加したおすすめプランは見開きページをご覧ください。

- 通院** 退院後の通院を保障【通院特約】*6 P13
- 入院一時金** 入院したら一時金で保障【入院一時金特約】 P14
- 新三大疾病**
 - 新三大疾病による入院をした場合等に一時金で保障【新三大疾病一時金特約】 P15
 - 新三大疾病による入院を日数無制限に保障【新三大疾病支払日数無制限特約】 P15
- 特定疾病** 三大疾病になったら保険料のお払い込みを免除【特定疾病診断保険料免除特約】 P16
- がん**
 - がんと診断確定されたら一時金で保障【新がん診断給付特約】 P17
 - がんによる通院治療を保障【新がん外来治療給付特約】*6 P18
 - 抗がん剤治療を保障【抗がん剤治療給付特約】 P19
- 介護**
 - 要介護1以上と認定された場合等に一時金で保障【介護一時金特約】 P21
 - 要介護3以上と認定された場合等に年金で保障【介護年金特約】 P21
- 女性疾病** 女性特定疾病で入院した場合疾病入院給付金に上乘せして保障【女性疾病入院特約】 P23

*6 通院特約と新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

しっかり保障

病気もケガも、手厚い「入院・手術」保障が一生涯！

入院保障

日帰り入院にも対応！



病気やケガで入院した場合、**入院給付金(疾病入院給付金、災害入院給付金)**をお支払いします。

1回の入院*の支払限度

3つの型(40日 60日 120日)から選択できます。

40日型	60日型	120日型
1回の入院で40日まで保障します(41日目以降の入院分に対してはお支払いの対象外です)。	1回の入院で60日まで保障します(61日目以降の入院分に対してはお支払いの対象外です)。	1回の入院で120日まで保障します(121日目以降の入院分に対してはお支払いの対象外です)。

*「1回の入院」について、くわしくは10ページをご覧ください。

通算の支払限度

病気とケガのそれぞれで通算1,000日まで保障します。ただし、**新三大疾病***で入院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。**

*対象となる**新三大疾病**は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。

●責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

手術保障

約1,000種類の手術に対応！



病気やケガにより所定の手術・放射線治療等を受けた場合、**手術給付金**をお支払いします。手術給付金は、手術の内容に応じて入院給付金日額の**最高40倍まで保障**します。

*手術給付金は、入院給付金日額の40倍・20倍・10倍・5倍のいずれかをお支払いします。

<手術給付金40倍のお支払対象となる手術例>

例1 頭蓋内血腫除去術*1	公的医療保険の手術料が算定される開頭手術であるため、入院給付金日額の40倍の手術給付金をお支払いします。
例2 肺悪性腫瘍手術*2	公的医療保険の手術料が算定される開胸手術であるため、入院給付金日額の40倍の手術給付金をお支払いします。

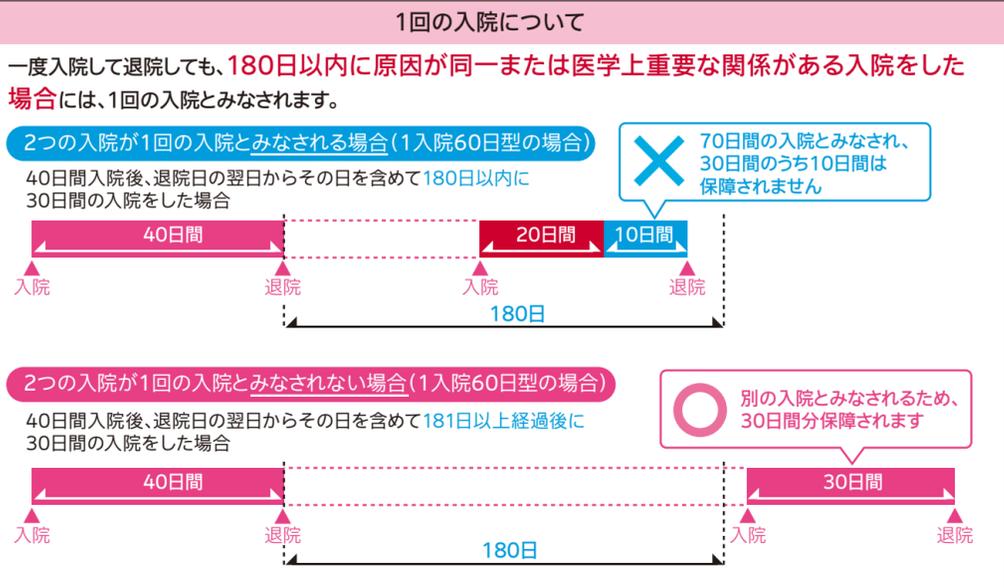
*1 脳内出血に対する代表的な手術です。開頭して行うものに限ります。
*2 肺がんに対する代表的な手術です。開胸して行うものに限ります。
*3 実際の支払いはご提出いただく診断書によって判断します。

<手術給付金のお支払対象外となる手術例>

例3 レーシック手術*3	公的医療保険の手術料の算定対象とならないため、手術給付金をお支払いしません。
例4 鼻粘膜焼灼術*4	公的医療保険の手術料が算定される手術ですが、給付対象外のため手術給付金をお支払いしません。

*3 レーシック(LASIK)とは、正式名称「エキシマレーザー角膜屈折矯正手術」ともい、視力矯正を目的とした手術をいいます。
*4 花粉症等の鼻づまり等に対して鼻の粘膜を焼いて減量する手術をいいます。

⚠ 手術給付金のお支払い額について、くわしくは11ページをご覧ください。一部例外や対象外となる手術がありますので、ご注意ください。



参考 入院した場合の自己負担費用はどれくらい？

入院した場合の自己負担費用例 (1日あたり)

治療費	1日あたり 約 2,700円*1	差額ベッド代が自己負担費用の半分以上を占めています。
差額ベッド代	1日あたり 平均 6,620円*2	
食費	1日あたり 約 1,380円 (1食460円*3×3)	
諸雑費	+ α 付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品代等	
先進医療費用	+ α 先進医療の技術料は全額自己負担です。*4	

約10,000円

参考 高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(*)が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*5(2024年5月現在)

*入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

自己負担限度額(月額) 70歳未満の場合 80,100円+(公的医療保険適用前の医療費-267,000円)×1%*6

*1 69歳以下、年収約370～770万円(健保:標準報酬月額28万～50万円、国保:旧ただし書き所得210万～600万円)の所得水準の公的医療保険加入者で住民税が課税される方が、同一月に30日間入院した場合の高額療養費制度適用時の計算式を参考に80,100円÷30日=約2,700円として1日あたりの治療費を計算したものです。

*2 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況(令和4年7月)」における差額ベッド代1～4人室の1日あたり平均額です。

*3 2024年5月現在の厚生労働省「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」

*4 2024年5月現在

*5 健康保険組合等によって独自の助成制度を行っていることがあります。独自の助成制度については、お客さまにてご加入の健康保険組合等にご確認ください。

*6 健保の標準報酬月額が28万～50万円(国保は旧ただし書き所得が210万～600万円)で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下(国保は旧ただし書き所得が210万円以下)の方は、57,600円となります。

参考 子供向け医療費助成制度

各自治体で子供向け医療費助成制度が整備されています。自治体ごとに支給年齢や助成額が異なりますので、くわしくは、お住まいの自治体にお問い合わせください。

保障内容

契約概要

注意喚起情報

保障内容

契約概要

注意喚起情報

しっかり
保障

病気もケガも、 手厚い「入院・手術」保障が一生涯！

選べる
オプション

公的医療保険の対象とならない 「先進医療」に対応！

手術給付金のお支払額について(入院給付金日額5,000円の場合)

対象となる手術等	お支払額 (1回につき)	お支払限度
1 <ul style="list-style-type: none"> 開頭手術(穿頭術は4) 四肢切断術(手指・足指は4) 脊髄腫瘍摘出術 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*2 	20万円	回数は無制限*4
2 <ul style="list-style-type: none"> 開胸・開腹手術 (3に該当する手術は除く) 帝王切開娩出術は4 (注)乳房切除術は開胸手術に該当しないため 4		
3 <ul style="list-style-type: none"> 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術 	10万円	
4 <ul style="list-style-type: none"> 1~3に該当しない手術 	入院中に受けた手術 5万円 外来で受けた手術 2.5万円	
公的医療保険対象の手術 *1	5万円	
先進医療に該当する手術 *3	5万円	
公的医療保険対象の放射線治療 *1 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法 *3	5万円	
造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術(提供者側) *5	10万円	2回まで*6

*1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。(歯科で受けた手術などであっても、医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されている手術などは支払対象となります。)次に該当する手術は**対象外**です。

- 診断・検査等治療を直接の目的としない手術
- 創傷処理
- 皮膚切開術
- デブリードマン
- 骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術
- 抜歯手術
- 鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)および鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)

*2 臓器の移植に関する法律に沿ったものに限り、また、提供者側は対象外です。

*3 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は**対象外**です。

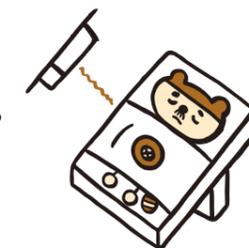
*4 「手術給付金」のお支払限度の例外
手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術(網膜光凝固術等)や、放射線治療(照射)・温熱療法を複数回受けた場合は、施術の開始日から**60日の間に1回**の給付を限度とします。

*5 責任開始日からその日を含めて**1年を経過した日以後**に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは**2回まで**とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

*6 2024年10月1日以前に受けた採取術については、1回の支払を限度とします。

新先進医療特約

先進医療による療養を受けた場合、**先進医療給付金**をお支払いします。先進医療給付金は、公的医療保険の対象外で全額自己負担となる先進医療の技術料相当額を、一生涯を通じて通算**2,000万円**まで保障します。



保障する先進医療は、療養時点で厚生労働省の認定を受けているものになり、将来、認定内容が変わっても常に最新の先進医療をサポートします。

参考

「先進医療」とは…

先進医療は本人が希望し、医師が必要性を認め、病状が条件を満たしており、他に方法がない場合に行われます。先進医療は、治療内容や必要な費用について医療機関より説明を受け、同意書に署名することで、治療を受けることとなります。一般的な診療や検査と大きく違う点は「病院選び」と「費用」です。

■ どの医療機関でも受けられるわけではありません！

先進医療はどこでも受けられるわけではありません。仮に先進医療の対象となっている医療技術と同等の診療や検査を行っている医療機関であっても、その医療機関が厚生労働大臣から承認を受けていなければ「先進医療」と認められません。つまり、「医療機関」と「医療技術」が共に承認されてはじめて、先進医療として認められるのです。

■ 先進医療の技術料は、全額自己負担となります！

(例)

一般診療 (手術料)	公的医療保険からお支払い	自己負担 (最高3割)
先進医療 (技術料)	自己負担(全額)	

※一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料」は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担となります。ただし、「先進医療に係る技術料」以外は公的医療保険が適用されます。
※公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。



保障内容

保障内容

契約概要

契約概要

注意喚起情報

注意喚起情報

通院特約



新がん外来治療給付特約と
同時に1契約に付加はできません。



病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、
疾病通院給付金・災害通院給付金をお支払いします。

お支払事由

疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき

*1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

1回の入院*2に対する通院の支払限度 30日

*2 2回以上入院した場合でも、1回の入院とみなされるときは、お支払限度は30日です。
1回の入院について、くわしくは10ページをご覧ください。

通算の支払限度

病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。
ただし、**三大疾病***3で通院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。**

*3 対象となる**三大疾病**は「がん(上皮内がん含む)」「急性心筋梗塞(1)」「脳卒中(2)」です。

(1) 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等を除く)

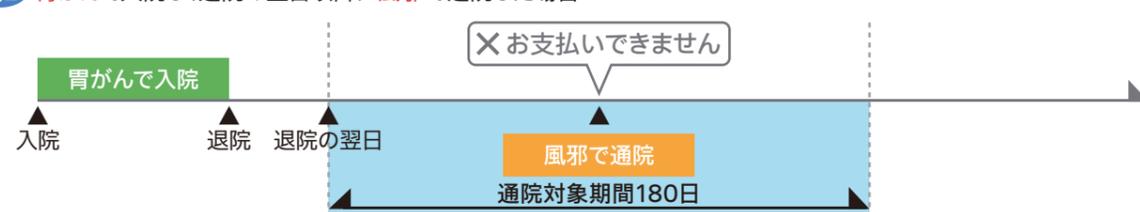
(2) 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合



例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合



入院一時金特約



病気やケガで入院した場合、**入院一時金**をお支払いします。
入院の原因が、異なる病気・ケガであれば、180日以内に複数回入院した場合でも、**それぞれの入院に対してお支払いします。**

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

●責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

入院一時金のお支払いについて

1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限りです。また、次のいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお支払いは1回限りとします。



- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされるとき
- 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

例1 胃がんで入院し、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に胃がんで再度入院した場合



①と②は1回の入院とみなされるため、入院一時金は①で支払われ、②では支払われません。

例2 盲腸で入院し、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に胃がんで入院した場合



①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合



入院開始の直接の原因となった①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

新三大疾病一時金特約

回数は無制限!
(一時金ごとに1年に1回を限度)

新三大疾病により所定の事由に該当した場合、
各疾病ごとに、**がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金**をお支払いします。

お支払事由

がん(上皮内がん含む)

心疾患

脳血管疾患

で所定の事由*に
該当した場合

がん一時金・心疾患一時金・脳血管疾患一時金
一時金ごとに1回につき**50万円**

(基準一時金額
50万円の場合)

* 対象となる所定の事由は以下のとおりです。

がん (上皮内がん含む)	【1回目】初めてがんと医師により診断確定されたとき 【2回目以降】がんの治療を目的とする入院をしたとき
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をしたとき
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をしたとき

● 2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過していることが必要です。

⚠ がんの保障の開始については、16ページの「新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特約」「特定疾病診断保険料免除特約」の違いについてをご確認ください。

新三大疾病支払日数無制限特約

新三大疾病で入院した場合、**入院日数を無制限に保障**します。

例 新三大疾病で入院した場合

無制限で保障!



▲入院1日目 入院1~40日目
疾病入院給付金を
お支払いします

▲入院41日目

入院41日目以降無制限
新三大疾病支払日数無制限特約から
疾病入院給付金をお支払いします
(新三大疾病の場合、お支払限度なし)

対象となる新三大疾病

がん(上皮内がんを含む)

心疾患

脳血管疾患

※新三大疾病で対象となる所定の事由は、通院特約の対象となる三大疾病および、特定疾病診断保険料免除特約の対象となる三大疾病の所定の事由とは異なります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特定疾病診断保険料免除特約

三大疾病により所定の事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みを免除**します。

がん
(悪性新生物)

急性心筋梗塞

脳卒中

で所定の事由*に
該当した場合

保障はそのまま
以後の保険料の
お払い込みを免除

* 対象となる所定の事由は以下のとおりです。

がん(悪性新生物)	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と医師により診断確定されたとき ※責任開始期前に悪性新生物と診断確定された場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物と医師により診断確定されても保険料のお払い込みを免除しません。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師により診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき
脳卒中	脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき

各保障の対象となる「新三大疾病」「三大疾病」の範囲の違いについて

⚠ 「新三大疾病一時金特約」「新三大疾病支払日数無制限特約」「特定疾病診断保険料免除特約」のお支払事由・保険料払込免除事由、および疾病入院給付金・疾病通院給付金の通算支払限度日数無制限の対象となる所定の事由には異なる点がございます。

疾病	対象となる保障	新三大疾病			三大疾病	
		新三大疾病一時金特約	新三大疾病支払日数無制限特約	疾病入院給付金の通算支払限度日数無制限	特定疾病診断保険料免除特約	疾病通院給付金の通算支払限度日数無制限(通院特約)
悪性新生物(がん)	悪性新生物 (皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)	○	○	○	○ ただし、責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外となります。	○
	皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん				×	
	上皮内新生物(上皮内がん)				×	
心疾患	急性心筋梗塞 ①急性心筋梗塞 ②再発性心筋梗塞	○	○	○	○	○
	上記以外(狭心症、不整脈等)				×	×
脳血管疾患	脳卒中 ①くも膜下出血 ②脳内出血 ③脳梗塞	○	○	○	○	○
	上記以外(もやもや病、脳血栓症等)				×	×

がんの保障には免責期間があります!
19ページ「がんの保障の開始について」を
必ずご確認ください。

新がん診断給付特約

回数無制限!
(1年に1回限度)

がんが診断確定された場合、**がん診断給付金**をお支払いします。
再発*1や転移等2回目以降の診断確定でも同額をお支払いします。



お支払事由

1回目	初めてがんが医師により診断確定されたとき
2回目*2	前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年経過後に新たにがんが医師により診断確定されたとき
	<p>または</p> <p>前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に、次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん治療のために入院を開始したとき ・がん治療のための入院を継続しているとき ・がん治療のための外来治療を受けたとき <p>(ただし、外来治療については、がんの消滅・破壊等を直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限りです。)</p>

がん診断給付金
1回につき**50万円**
(がん診断給付金額
50万円の場合)

*1 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

*2 2回目以降のがん診断給付金のお支払いについて、くわしくは下の図をご覧ください。

●この特約で保障されるがんは上皮内がんを含みます。

新がん外来治療給付特約

通算無制限!
(1年間120日限度)

通院や往診によるがん治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお支払いします。



⚠️ 新がん診断給付特約との同時付加が必要です!

⚠️ 通院特約と同時に1契約に付加はできません。

お支払事由

責任開始日以後に医師により診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中*に受けたとき

がん外来治療給付金
1日につき**5,000円**
(入院給付金日額
5,000円の場合)

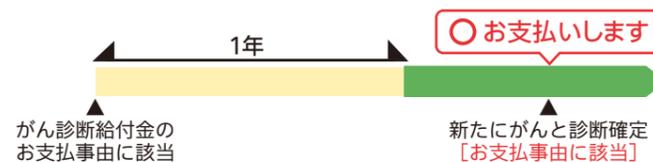
*がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といいます。

- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けられた場合には、がん外来治療給付金をお支払いできません。
- この特約で保障されるがんは上皮内がんを含みます。

2回目以降のがん診断給付金のお支払いについて

①お支払いするケース

前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に新たにがんが診断確定された場合



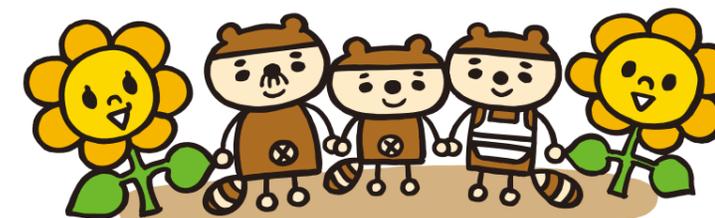
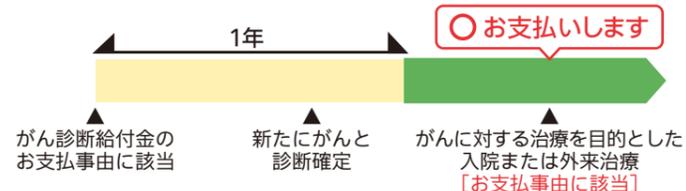
②お支払いできないケース

前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に新たにがんが診断確定された場合



③お支払いするケース

前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に入院または外来治療を受けた場合



抗がん剤治療給付特約

がんを治療の目的とする次の抗がん剤*1治療を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤治療給付金**、**自由診療抗がん剤治療給付金**をお支払いします。

ホルモン療法も対象!



お支払事由

抗がん剤治療

通算無制限!

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けたとき

抗がん剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円
(基準給付月額 10万円の場合)

自由診療抗がん剤治療

通算12ヵ月限度

次のいずれかの抗がん剤治療を受けたとき(抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を除きます。)

- ① 先進医療*2による抗がん剤治療
- ② 患者申出療養*2による抗がん剤治療
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
- ④ 欧米で承認された抗がん剤による治療

自由診療抗がん剤治療給付金
お支払事由に該当する月ごとに
10万円×2
(基準給付月額 10万円の場合)

*1 対象となる「抗がん剤」とは、抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)」に分類される薬剤をいいます。

*2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度にもとづく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことを指します。

- 抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。
- 自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

がんの保障の開始について

「新がん診断給付特約(P.17)」、「新がん外来治療給付特約(P.18)」、「抗がん剤治療給付特約(P.19)」の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。

責任開始日から90日以内がんと診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

※主契約の責任開始日については、34ページをご覧ください。

抗がん剤治療

「がんにそなえるBOOK(SOMPOひまわり生命作成)」より抜粋

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。副作用があることもありますが、最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法のほか、**分子標的薬**や**免疫チェックポイント阻害薬**、**ホルモン療法薬**を使用する治療法などがあります。日本で未承認の治療薬などもあり、**経済的な負担が生じる**ことがあります。

例

分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子をターゲットとして効率よく攻撃し、がん細胞の増殖を抑えたり、破壊する治療薬です。

費用

条件

- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
- 処方:トラスツズマブ
- 治療スケジュール:3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約216万円
(自己負担3割の場合:約65万円)

- トラスツズマブの投与量は体重によって異なります。費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては3日ほどの入院治療が必要になる場合もあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと、作成しています。医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますのでご注意ください。

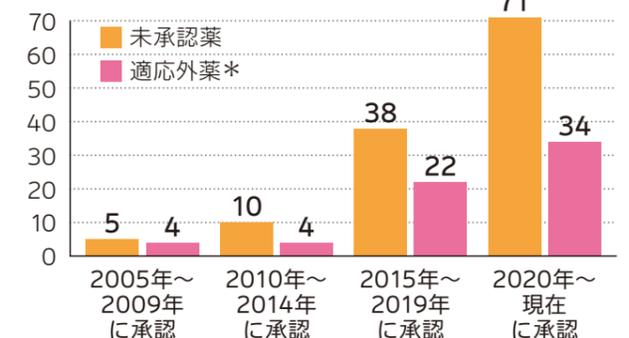
患者申出療養制度

患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度**です。この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が**日本で承認されるまでには数ヵ月から数年程度かかる**ため、未承認薬を使う治療は「**自由診療(全額自己負担)**」となります。未承認薬は1ヵ月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



*欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

●2023年11月30日時点での情報に基づいています。(のべ数) 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

要介護状態への備えに！

介護一時金特約

次のいずれかに該当した場合、介護一時金をお支払いします。
(介護一時金のお支払いは1回限りです。)

- お支払事由
- 1 公的介護保険制度により要介護1以上と認定*1
 - 2 満65歳未満の被保険者についてSOMPOひまわり生命所定の要介護状態*2が180日以上継続したと医師により診断確定
 - 3 SOMPOひまわり生命所定の高度障害状態に該当

一時金 **介護一時金 100万円**
(介護一時金額を100万円に設定した場合)
.....または.....

年金 **¥ ¥ ¥ ¥ ¥**
5年間(確定年金5年とした場合)

※介護一時金をお受け取りになる場合、SOMPOひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお受け取りを選択することができます。介護一時金の一部のみを年金でお受け取りいただくことはできません。

- *1 「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「要介護1以上」とは、要介護認定を受け、要介護1以上の状態に該当すると認定されている場合です。
- *2 「SOMPOひまわり生命所定の要介護状態」とは、約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
- ① 下記A~Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
 - ② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
(注) 所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- くわしくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。



介護年金特約

次のいずれかに該当した場合、生存している限り、終身にわたって介護年金をお支払いします。

- お支払事由
- 1 公的介護保険制度により要介護3以上と認定
 - 2 満65歳未満の被保険者についてSOMPOひまわり生命所定の要介護状態*が180日以上継続したと医師により診断確定
 - 3 SOMPOひまわり生命所定の高度障害状態に該当

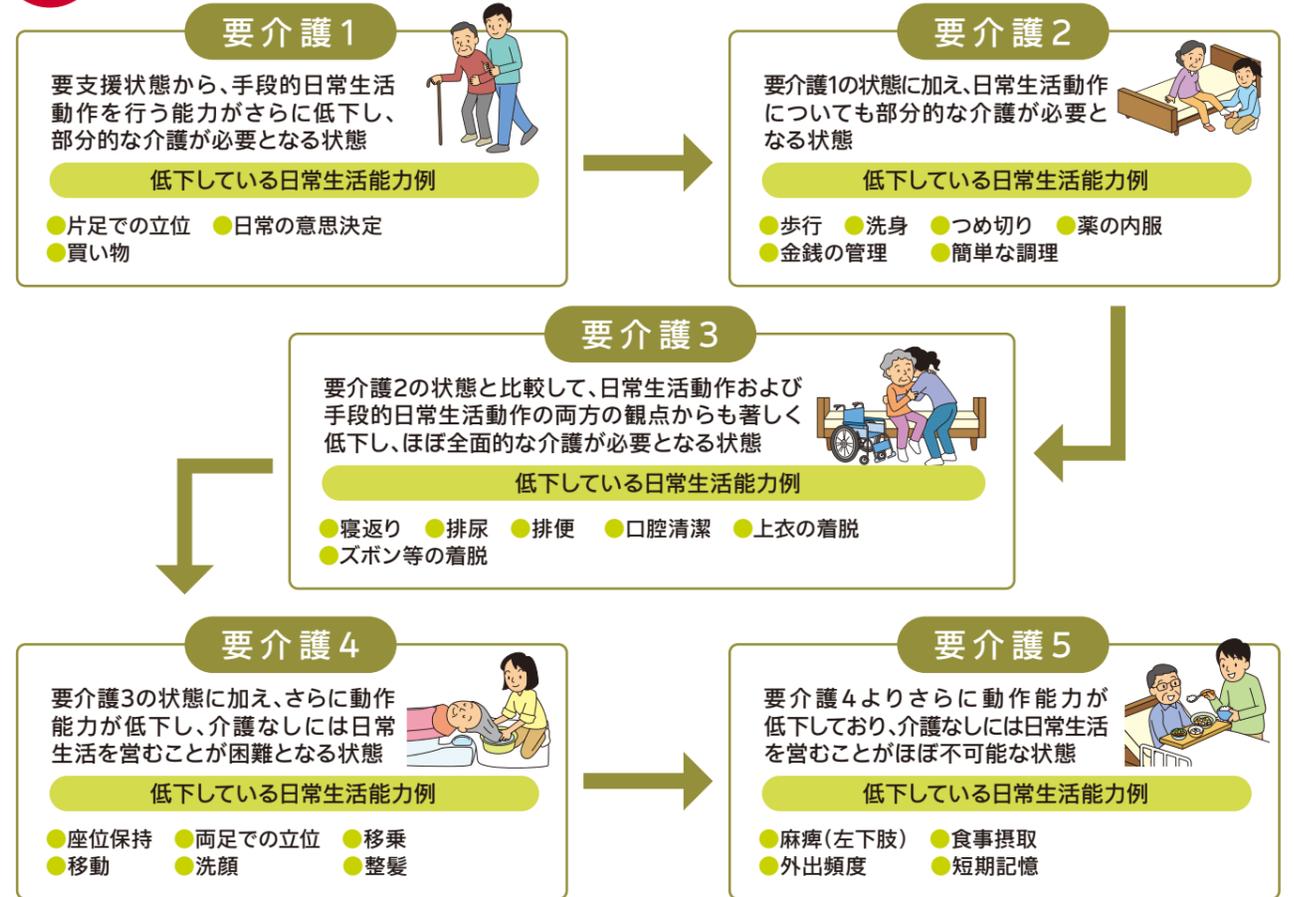
例 介護年金額: 100万円

毎年 100万円 毎年 100万円 ... 毎年 100万円 毎年 100万円

お支払事由に該当 終身

- *「SOMPOひまわり生命所定の要介護状態」とは約款別表に定める次の①または②のいずれかに該当した場合をいいます。
- ① 下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B~Eのうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A. 歩行 B. 衣服の着脱 C. 入浴 D. 食物の摂取 E. 排泄
 - ② 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B~Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき
(注) SOMPOひまわり生命所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- くわしくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料は不要です。
- 第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。

参考 公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態の目安」



出典:厚生労働省HP「介護保険制度における要介護認定の仕組み」厚生労働省「第1回介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会」の「要介護認定の仕組みと手順」
※イラストはイメージであり、公的介護保険制度の要介護度と必ずしも一致していません。

公的介護保険制度の受給対象者と受給要件

(公的介護保険の受給対象者・・・○、公的介護保険の受給対象外・・・×)

原因	年齢	~39歳	40歳~64歳 第2号被保険者	65歳~ 第1号被保険者
16種類の特定疾病*		×	○ 要介護状態になった原因が、加齢に伴う特定疾病(16種)に限定しての受給対象	○
上記以外のあらゆる病気・ケガ		公的介護保険制度未加入のため受給対象外	×	要介護(要支援)状態になった原因にかかわらず受給対象

*16種類の特定疾病

1. がん【がん末期】
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2024年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

女性疾病入院特約

通算無制限!



女性特定疾病で入院した場合、疾病入院給付金に上乗せして
女性疾病入院給付金をお支払いします。

●1回の入院の支払限度日数は主契約と同日数です。

女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病

女性特有の病気	子宮筋腫	子宮内膜症	卵巣機能障害
	妊娠高血圧症候群	子宮外妊娠	切迫流産
	子宮頸がん	卵巣がん	等
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血	バセドウ病	低血圧症
	甲状腺腫		等
がん	乳がん	胃がん	大腸がん
	白血病		等

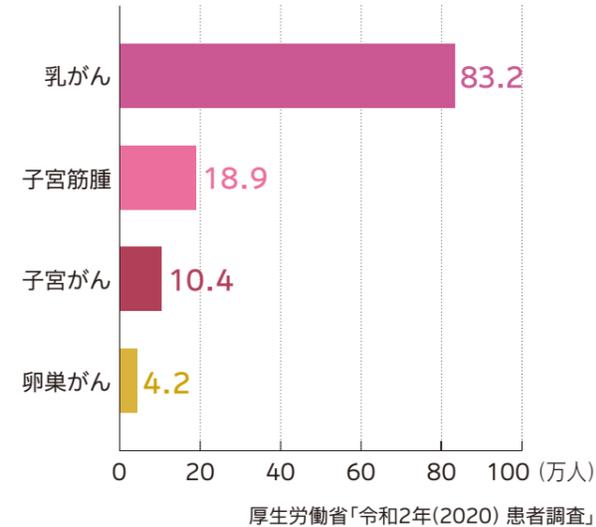
- 正常分娩での入院は保障の対象にはなりません。
- 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病については約款別表をご覧ください。

参考 女性にとっての心配ごとって?

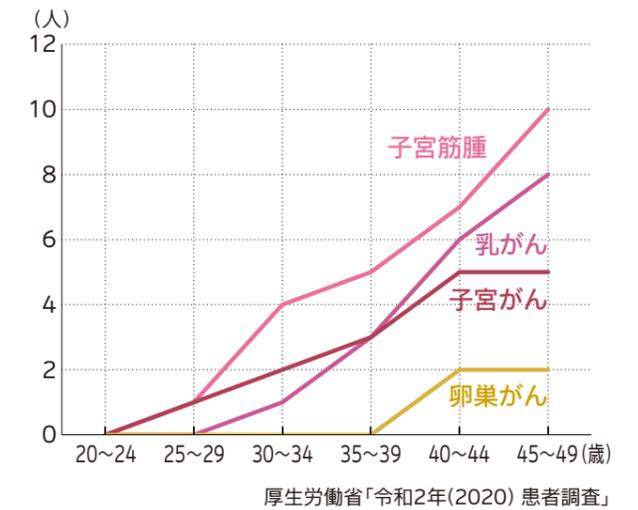
乳がんは女性がかかるとも多くなるがんです。

女性が心配な病気は30代から入院する可能性が高くなっています。

■女性が心配な病気の総患者数(女性)



■女性が心配な病気の入院受療率(女性 人口10万対)



●総患者数とは、調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設で受療していない者を含む)の数を推計したものです。

指定代理請求特約について

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情(被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な状態である場合や、被保険者本人が病名の告知を受けていない場合等)があるとSOMP Oひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

代理請求の対象となる給付金等については次の通りです。

1. 被保険者と受取人が同一人である給付金等
2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料のお払い込みの免除

●次の範囲内の方を、いずれか1名指定することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の3親等以内の親族
3. 被保険者と同居または同一生計の方(例:内縁者・同性パートナー等)*
4. 被保険者の療養看護に努めている、または、財産管理を行っている方*
5. その他3および4に掲げると同等の給付金等を請求すべき適当な理由がある方としてSOMP Oひまわり生命が認めた方(例:4親等の親族等)*

* SOMP Oひまわり生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があるとSOMP Oひまわり生命が認めた方に限ります。

※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と連絡先等

- **名称** SOMPOひまわり生命保険株式会社
- **連絡先** SOMPOひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- **公式ウェブサイト** <https://www.himawari-life.co.jp/>

2. 商品の特徴と仕組み

保険商品の名称

健康をサポートする医療保険 健康のお守り(医療保険(MI-01)B型)

商品の特徴

・病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を一生涯にわたり確保できます。

仕組み図

- <ご契約例>
- ・終身タイプ(保険期間:終身)
 - ・死亡保険金不担保特則付加
 - ・ご契約年齢:40歳(男性)
 - ・医療保険(MI-01)B型・60日型
 - ・保険料払込期間:終身払
 - ・入院給付金日額:5,000円



- *1 日帰り入院(入院基本料の支払の有無等を参考に判断します)を含みます。
*2 病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術が対象です。



ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合には、疾病入院給付金をお支払いできません。
*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3. 保障内容

■ 給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院*したとき
	災害入院給付金	ケガにより入院*したとき
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けたとき、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の高度障害状態に該当したとき ・ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき 	

*日帰り入院(入院基本料の支払の有無等を参考に判断します)を含みます。
※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. 付加できる特則・特約

■ あらかじめ付加されている特則

- 死亡保険金不担保特則
死亡しても死亡保険金のお支払いはありません。ただし、解約返戻金がある場合には、契約者に解約返戻金をお支払いします。解約返戻金は次のとおりです。

保険料払込期間中	保険料払込期間満了後
解約返戻金はありません。	入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。ただし、すべての保険料のお支払い込みが必要です。

■ 付加を選択できる特約・特則

新三大疾病支払日数無制限特則<疾病入院給付金>

新三大疾病*により入院した場合、その入院が疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数を超えて継続しても、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。

*新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。

医療用入院一時金特約〈入院一時金〉

病気やケガによる入院をしたとき、入院一時金をお支払いします。
 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院に限ります。
 (1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度です。入院を2回以上した場合で、それらの入院が主契約の規定により1回の入院とみなされるときも入院一時金のお支払いは1回限度です。)

- 入院一時金は、10,000円～200,000円(1万円単位)の範囲内でお選びいただけます。



ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合には、入院一時金をお支払いできません。
 *責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
 該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

医療用女性疾病入院特約〈女性疾病入院給付金〉

女性特定疾病*による入院をしたとき、女性疾病入院給付金をお支払いします。
 (1回の入院の支払限度日数は主契約と同一、通算支払限度は無制限です。)

*子宮筋腫等の女性特有の病気、膀胱炎等の女性にも多い病気、すべてのがんをいいます。

- 女性疾病入院給付金の日額は、1,000円～10,000円(主契約の入院給付金日額以下)(1,000円単位)の範囲内でお選びいただけます。

医療用新三大疾病一時金特約〈がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金〉

がんの診断確定(2回目以降はがんによる入院)、心疾患または脳血管疾患による入院をしたとき、それぞれがん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金をお支払いします。
 (いずれも直前のお支払事由該当から1年以上経過し入院した場合には一時金をお支払いします。)

※新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。
 「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

- 基準一時金は10万円～400万円(入院給付金日額が10,000円以内は200万円以下、10,000円超は入院給付金日額の200倍以下)(10万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

医療用新先進医療特約〈先進医療給付金〉

先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。
 (お支払額を通算して2,000万円限度です。通算お支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。)

- ※厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、
- ※被保険者が、既にSOMPOひまわり生命で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等)にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

医療用通院特約〈疾病通院給付金・災害通院給付金〉

病気やケガで入院し、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院したとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。
 (1回の入院に対する通院につき30日が限度です。)
 (病気・ケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障。ただし疾病通院給付金は三大疾病*による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。)
 (疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした通院に限ります。)

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

- 通院給付金の日額は、1,000円～10,000円(主契約の入院給付金日額以下)(1,000円単位)の範囲内でお選びいただけます。

医療用新がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

次の場合、がん診断給付金をお支払いします。
 1回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき
 2回目以降：被保険者の生存中に、直前のお支払事由該当から1年経過後、新たにがんと医師により診断確定されたとき(再発・転移を含む)



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
 「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- がん診断給付金は、10万円～400万円(入院給付金日額10,000円以内は200万円以下、10,000円超は入院給付金日額の200倍以下)(10万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

医療用新がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間*中に医師の治療処置を伴う外来治療(往診を含む)を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

*外来治療期間は医療用新がん診断給付特約のがん診断給付金のお支払事由に該当したときから1年です(1年に120日限度)。



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
 「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- がん外来治療給付金の日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

医療用抗がん剤治療給付特約〈抗がん剤治療給付金・自由診療抗がん剤治療給付金〉

所定の抗がん剤による治療を受けられたとき、抗がん剤治療給付金をお支払いします。
 また、自由診療による所定の抗がん剤治療*を受けられたとき、自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いします(12ヵ月限度)。

*自由診療による所定の抗がん剤治療とは、所定の先進医療による療養、患者申出療養、厚生労働大臣承認の抗がん剤治療、欧米で承認された所定の抗がん剤治療をいいます(ただし、抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療を除きます)。



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
 「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- 基準給付月額1万円～30万円(1万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病*により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

医療用特定疾病診断保険料免除特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。

医療用介護年金特約〈介護年金〉

次のいずれかに該当したとき、介護年金をお支払いします。

- 公的介護保険制度に定める要介護3以上と認定されたとき
- 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態*に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
- 所定の高度障害状態に該当したとき

被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。

*「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護3以上に相当するSOMP Oひまわり生命が定める状態を指します。

- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われた場合、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- 介護年金額は、36万円～500万円(1万円単位)の範囲内でお選びいただけます。

介護一時金特約〈介護一時金〉

次のいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします（介護一時金のお支払いは1回限りです）。

- 公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき
- 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態*に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
- 所定の高度障害状態に該当したとき

○介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

○介護一時金が支払われる場合、SOMP Oひまわり生命所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。

*「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護1以上に相当するSOMP Oひまわり生命が定める状態を指します。

- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われた場合、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。
- 介護一時金額は、15歳～69歳までは10万円～500万円、70歳～75歳までは10万円～300万円、76歳～80歳までは10万円～200万円の範囲内でお選びいただけます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとSOMP Oひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約・特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

次の特約・特約は「健康をサポートする医療保険 健康のお守り」に付加することが可能ですが、三菱UFJ銀行ではお取り扱いしません。

- 医療用保険料免除特約
- 医療用総合生活障害保障特約
- 七大生活習慣病追加給付特約
- 医療用がん入院特約
- 医療用手術増額特約
- 医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）
- 手術給付金不担保特約

5. お取り扱いについて

契約年齢範囲	0歳～満80歳（保険料払込期間等により異なります）				
保険期間	終身				
入院給付金日額	3,000円～20,000円（お仕事の内容等により異なります）				
入院給付金のお支払限度の型とお支払限度	お支払限度の型	1回の入院*1		保険期間を通じて（通算）	
		疾病入院給付金	災害入院給付金	疾病入院給付金	災害入院給付金
	40日型	40日	40日	1,000日	ただし、新三大疾病*2による入院については、通算支払限度を超えてお支払いします。
	60日型	60日	60日	1,000日	
120日型	120日	120日			
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） <ol style="list-style-type: none"> ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMP Oひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMP Oひまわり生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMP Oひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります）。 ●主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。 *責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。 該当する疾病は、SOMP Oひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。 ●以下の特約の保障の開始は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」となります（がんに対する保障の開始）。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療用新三大疾病一時金特約におけるがんに対する保障 ・医療用新がん診断給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用新がん外来治療給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用抗がん剤治療給付特約におけるがんに対する保障 ・医療用特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障 				
契約日	月払：責任開始日の属する月の翌月1日* 半年払・年払：責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月1日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱、クレジットカード扱共通）				
選択区分	告知書扱（医師による診査は必要ありません） ※ただし、同時申込で他の選択区分による契約がある場合を除きます。				

6. 保険料について

保険料払込期間	終身払、短期払（5年払済・10年払済、55歳～85歳払済／5歳刻み） ※契約年齢等により取扱範囲が異なります。
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱UFJ銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的な手続き等につきましては、SOMPOひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通） ただし、契約年齢が16歳以上で入院給付金日額が5,000円未満の場合は1,600円となります。
前納	●将来お払い込みいただく予定の保険料の全部を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割引があります。 ●年払契約かつ短期払契約において15年以上の保険料払込期間を要します。 ●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。

7. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金について

- 死亡保険金不担保特則が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります（すべての保険料のお払い込みが必要です）。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金をご契約者へお支払いします。
- 特別・特約には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて **15日以内（郵便消印日付）** です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した**書面*1に自署**しSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社*2あてに**郵便で発信**、または、電磁的記録*3によりお申し出ください。

*1 書面の書式例
20〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：〇〇〇〇（親権者*4：〇〇〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇

*2 本社送付先
〒163-8626 日本郵便株式会社 新宿郵便局 私書箱第123号
SOMPOひまわり生命保険株式会社

*3 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。SOMPOひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

*4 親権者は、契約者が未成年の場合のみ記入が必要です。

クーリング・オフができない場合

- 次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。



ご注意ください

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書等でSOMPOひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）**ください。^{*1}
- ・告知受領権はSOMPOひまわり生命およびSOMPOひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話されても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、SOMPOひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、**告知義務違反としてご契約を解除**することがあります。

また、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。^{*2}

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除したときには、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。^{*3}

*3 給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

SOMPOひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。^{*4}

*4 引受範囲を拡大した商品もあります。「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

ご契約内容の確認について

SOMPOひまわり生命の確認担当職員またはSOMPOひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、申込内容について確認させていただく場合があります。

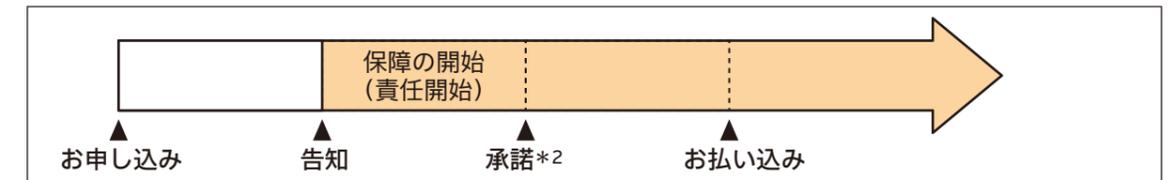
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3. 保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

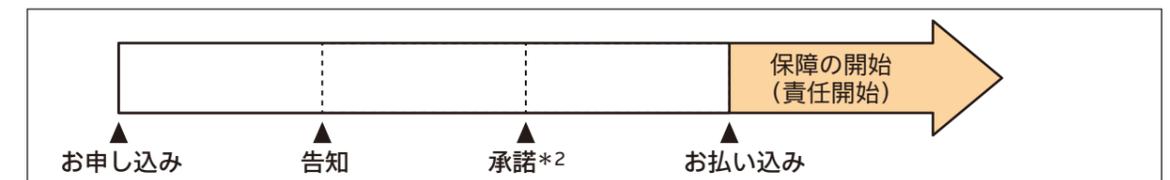
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知がともに完了したとき^{*1}



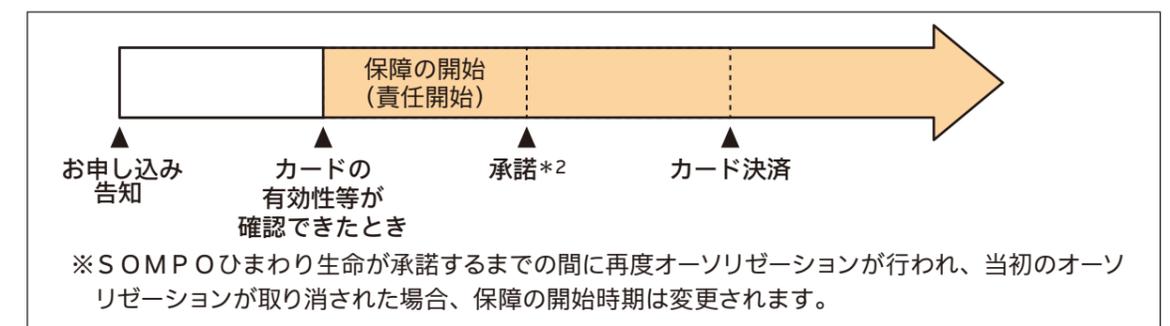
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したとき



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了したとき



*1 ご契約のお申し込みが完了したときとは、SOMPOひまわり生命またはSOMPOひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされたときをいいます。

*2 募集人は、お客さまとSOMPOひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みをSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

特約によっては、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、所定の疾病に関して、一定の期間保障しないものがあります。**くわしくは契約概要をご参照ください。**



ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式サイトをご覧ください。

4. 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

- ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ②給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
(この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。)
- ⑥保険料のお支払いが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日(くわしくは「5.保険料のお支払いについて」をご覧ください)までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

* 1 主な免責事由

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. ご契約者・被保険者・受取人の故意、ご契約者・被保険者の重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

* 2 重大事由

- ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
※反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつたとき

くわしくはご契約のしおり「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。

*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

5. 保険料のお支払いについて

保険料は払込期月内にお支払いください。お支払いには猶予期間がありますが、猶予期間内にお支払いがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

- ・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお支払いがない場合、**ご契約は無効**となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。



ご注意ください

以下の場合、新たなご契約のお申し込みの際に、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

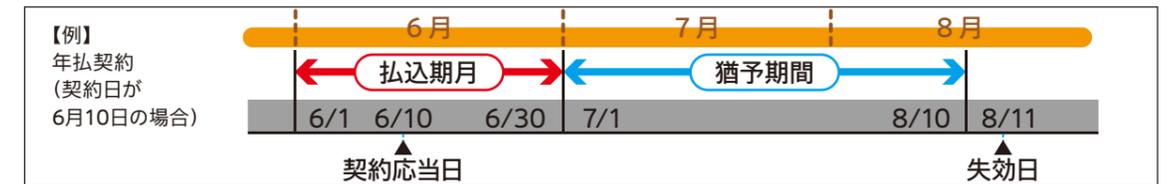
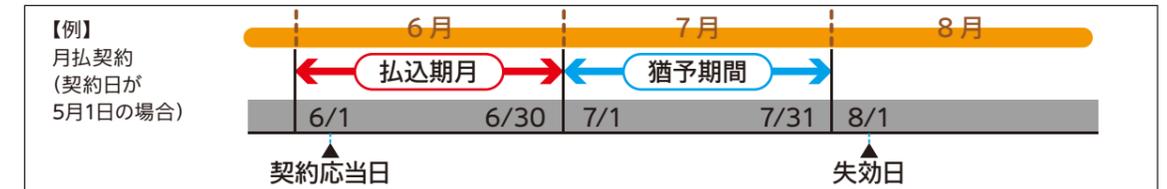
- ・第1回保険料のお支払いがなかつてご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお支払いがなかつてご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年(半年)単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで*

・払込猶予期間内に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効となります。

* 契約当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、**給付金等のお支払いはできません。**

ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お支払いを中止してから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお支払いが必要となります。

ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数等によっても異なります。
 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

解約返戻金あり	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金不担保特則を付加した医療保険（MI-01）の保険料払込期間満了後
解約返戻金なし	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金不担保特則を付加した医療保険（MI-01）（保険料払込期間中） ※保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。 新三大疾病支払日数無制限特則 医療用入院一時金特約 医療用女性疾病入院特約 医療用新三大疾病一時金特約 医療用新先進医療特約 医療用通院特約 医療用新がん診断給付特約 医療用新がん外来治療給付特約 医療用抗がん剤治療給付特約 医療用特定疾病診断保険料免除特約 医療用介護年金特約 介護一時金特約

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、**特にご注意ください。**

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
 また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たにご契約のお引き受け

新たにご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たにご契約の保険料

新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
 また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。
 たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たにご契約の保障内容

新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。
 (例) 手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。



ご注意ください

主契約および医療用入院一時金特約の疾病入院に関する給付金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
 *責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、SOMP Oひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにごがんにかかわる特約の付加をご検討されている方は、ご注意ください。

- 「がん」「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日もしくは特約の保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後」に開始される特約があります。
- 特約の種類によっては、がんにかかわる特約の保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

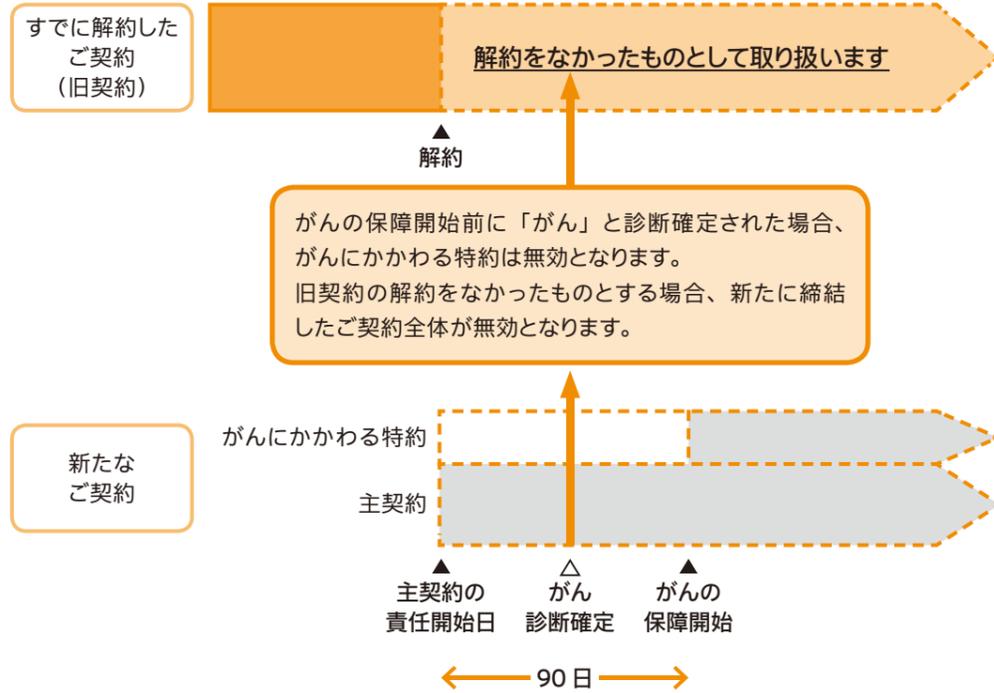
新たなご契約に付加したがんにかかわる特約が無効になった場合で、すでに解約したがんにかかわる保障を含むご契約がある場合の取り扱い

○新たに締結した次のがんにかかわる特約（以下「対象特約」といいます。）について、その保障開始前に「がん」と診断確定され、無効となる場合、すでに解約したご契約（以下「旧契約」といいます。）がSOMPOひまわり生命所定の条件に該当するときには、SOMPOひまわり生命の定める取扱条件の範囲内で、旧契約の解約をなかつたものとして、旧契約の保険金・給付金などのお支払事由の対象とすることができます。

＜がんにかかわる特約＞	
・医療用新がん診断給付特約	・医療用抗がん剤治療給付特約
・医療用新三大疾病一時金特約	・医療用新がん外来治療給付特約

- 旧契約の解約をなかつたものとする場合、**新たに締結したご契約全体が無効となります。**なお、本取り扱いを行わず、対象特約のみを無効とし、それ以外の特約および主契約を継続することもできます。
- 対象特約を中途付加した場合には、本取り扱いの対象にはなりません。

＜旧契約の解約をなかつたものとする場合のイメージ図＞



旧契約の解約をなかつたものとする条件

- 旧契約が次の条件に該当する場合、旧契約の解約をなかつたものとすることができます。
 - ・新たなご契約と旧契約の被保険者が同一の場合
 - ・旧契約の解約日が、新たなご契約の責任開始日の前日から対象特約のがんの保障に対する責任開始日の前日までにあるご契約（ただし、解約日時点で失効しているご契約を除きます）
 - ・旧契約がSOMPOひまわり生命の次の保険種類の場合（旧日本興亜生命でご契約いただいていたものを含みます。）

がん保険	<ul style="list-style-type: none"> ・がん保険 ・がん保険（01） ・無解約返戻金型女性用がん診断保険 ・終身がん保険（C2）（がん治療給付型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日額増減型がん保険 ・がん保険（2010） ・終身がん保険（C1） ・終身がん保険（C3）（がん診断給付型） 		
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険 ・日額増減型医療保険 ・医療保険（MI-01） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険（08） ・医療保険（2014） 		
次の特約を付加している場合に限りです。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診断給付金特約（医療保険） ・特定疾病診断給付金特約（M08） ・医療用がん診断給付特約 ・医療（08）用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病診断給付金特約（医療保険） ・医療（08）用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療（08）用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ・がん診断給付金特約（医療保険） ・特定疾病診断給付金特約（M08） ・医療用がん診断給付特約 ・医療（08）用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病診断給付金特約（医療保険） ・医療（08）用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療（08）用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約
<ul style="list-style-type: none"> ・がん診断給付金特約（医療保険） ・特定疾病診断給付金特約（M08） ・医療用がん診断給付特約 ・医療（08）用がん外来治療給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病診断給付金特約（医療保険） ・医療（08）用がん診断給付特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・医療（08）用三大疾病入院一時金特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 			

旧契約の解約をなかつたものとした場合のお取り扱い

- 旧契約について、未払込保険料等*があるときは、ご契約者は、SOMPOひまわり生命の指定した日までに払い込んでください。
 - * 旧契約の解約の際に支払われた解約返戻金や払い戻された保険料等を含みます。なお、旧契約の解約の際に保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金の返済にあてるため解約返戻金から差し引かれた金額がある場合、ご契約者から別段のお申し出がないときは、差引後の金額をお払い込みいただきます。
- 新たなご契約に対してすでに払い込まれた保険料はご契約者に返還します。
- 新たなご契約と旧契約のご契約者が異なるときは、旧契約の解約日の翌日に、保険契約上の一切の権利義務が新たなご契約のご契約者に承継されたものとして取り扱います。
- 新たなご契約の給付金の受取人（指定代理請求人を含みます。）が旧契約の受取人等と異なるときは、旧契約の解約日の翌日に、受取人等は新たなご契約の受取人等に変更されたものとして取り扱います。
- 新たなご契約と被保険者を同一とする他のご契約が締結された場合で、「旧契約の解約をなかつたものとするお取り扱い」により旧契約と他のご契約とを合算した給付金額等がSOMPOひまわり生命の定める限度を超えることとなるときは、旧契約の給付金額の減額等をする場合があります。また、「旧契約の解約をなかつたものとするお取り扱い」をしない場合があります。
- 次の場合は、「旧契約の解約をなかつたものとするお取り扱い」はしません。
 - ・旧契約の未払込保険料等が払い込まれなかった場合
 - ・新たなご契約について、重大事由による解除、詐欺による取消または不法取得目的による無効の原因となる事由が生じていた場合

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

SOMPOひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00 ■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
-------------	--

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかにSOMPOひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求にもとづき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があるとと思われるとき
- ③ご不明な点があるとき*

* ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。



ご注意ください

SOMPOひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

SOMPOひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
ご連絡先は、注意喚起情報「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 入院一時金 がん一時金 心疾患一時金 女性疾病入院給付金 脳血管疾患一時金 先進医療給付金 通院給付金 がん診断給付金 がん外来治療給付金 抗がん剤治療給付金 自由診療抗がん剤治療給付金 介護一時金 介護年金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	<u>全額</u>

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。*

対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。SOMPOひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

11. 個人情報の取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*1
- ④S O M P O ひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*1

* 1 お客様の属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

S O M P O ひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報(センシティブ情報を含みます)を第三者に提供することはありません。

また、S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報(センシティブ情報を含みます)をこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先(医師・面接士・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)
- ③法令に基づく場合
- ④S O M P O ひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤S O M P O ひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*2および支払査定時照会制度*3に基づき、他の生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

* 2 「ご契約のしおり(契約内容登録制度・契約内容照会制度について)」もあわせてご確認ください。

* 3 「ご契約のしおり(支払査定時照会制度について)」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

S O M P O ひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、S O M P O ひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

S O M P O ひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等にしがたい、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客様からご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客様自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合、お客様が情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客様からのお問い合わせ等の窓口

S O M P O ひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)、グループ会社等についてはS O M P O ひまわり生命公式ウェブサイト(<https://www.himawari-life.co.jp/>)をご覧ください。個人情報開示請求受付窓口*4までお問い合わせください。

* 4 電話番号 0120-100-127(土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く)

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

S O M P O ひまわり生命窓口

S O M P O ひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のS O M P O ひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

- ①契約者ご本人さま(保険金・給付金のご請求は受取人さま)からお願いします。
- ②保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
- ③お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 保険金・給付金のご請求</td><td>(5) 保険料振替口座の変更</td></tr><tr><td>(2) 転居、町名変更、通信先変更</td><td>(6) ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>(3) 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>(7) ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>(4) 保険証券紛失</td><td>(8) その他お手続き</td></tr></tbody></table>	お手続き例		(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更	(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約	(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ	(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例											
(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更										
(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約										
(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ										
(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等は行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9:00～18:00										
■ご意見・ご要望のあるお客様	お客様ご相談窓口  0120-273-211 月曜日～金曜日 9:00～18:00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話からも通話が可能です。

○S O M P O ひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

S O M P O ひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
------------------------------	---

生命保険相談所(生命保険協会)

- 本商品に係る指定紛争解決(A D R)機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・F A Xは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---